十三　任期付研究員

第十条第一項（第二十二条（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届	養育状況変更届	
第十八条第六号の育児短時間勤務計画書	育児短時間勤務計画書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後三年
第十三条（第二十五条において準用する場合を含む。）の同意の文書	任期の更新に係る任期付職員の同意の文書 任期の更新に係る任期付短時間勤務職員の同意の文書	

人事管理文書の区分

任期付研究員法

	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
第六条第四項の承認に関する文書	第一号任期付研究員の俸給月額の承認の文書	五年	廃棄
第八条第一項の報告の文書	当該承認の申請の文書		
第三条第二項又は第四条第一項若しくは第二項の承認に関する文書	第一号任期付研究員の裁量勤務の状況についての各省各庁の長への報告の文書	三年	
第三条第三項の協議に関する文書	任期付研究員法第四条第二項の任期の特例の承認申請書 任期付研究員の任期を定めた採用等の承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後三年	
	任期付研究員の採用計画の協議の文書 当該協議に対する回答の文書		
第九条第三項又は第十条第一項の申出の文書	裁量勤務研究員が裁量勤務を継続しないことを希望する旨の申出の文書	三年	廃棄
第三条又は第九条第二項の同意の文書	裁量勤務研究員が勤務官署以外の場所において勤務する場合の申出の文書		
第九条第四項の通知の文書の写し	任期の更新に係る職員の同意の文書 裁量勤務に係る第一号任期付研究員の同意の文書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後三年	
第十条第二項の通知の文書の写し	第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合の通知の文書の写し	命ぜられた特定の職務遂行の方法によらなくなる日に係る特定日以後三年	
	裁量勤務研究員に特定の方法による職務遂行を命ずる場合の通知の文書の写し		

規則二〇―〇（任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例）

十四　官民人事交流

人事管理文書の区分

官民人事交流法

	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
第六条第二項の要求の文書	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿等の提示の要求の文書	三年	廃棄
第十二条第三項又は第二十三条第一項の報告の文書	派遣先企業における労働条件等の任命権者への報告の文書 人事交流の制度の運用状況の人事院への報告の文書	人事交流が終了する日に係る特定日以後三年	
第七条第二項又は第八条第二項の同意の文書	交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣予定職員の同意の文書 交流派遣の期間の延長に係る交流派遣職員の同意の文書		